六　労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件及び労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件　三一　69　一三九

二　**○金融庁、農林水産省**

農業信用基金協会の経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二四　61　一二四

三　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件等の一部を改正する件　二八　67　一六二

四　農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令第五条の規定に基づき、農林中央金庫法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件の一部を改正する件　二八　67　一六三

五　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件　二八　67　一六三

六　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　三一　69　一三九

七　農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する件　三一　69　一三九

○復興庁

三〇　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　一九　57　一

三一　復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件の一部を改正する件　二八　68　一一

○総務省

七四　登録証明機関の業務を廃止した件　五　一

七五　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件　一一　三

七六　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件の一部を改正する件　一一　三

七七　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件の一部を改正する件　一一　三

七八　航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件の一部を改正する件　一二　四

七九　消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件　一三　二

八〇　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき同条第一号に掲げる処分について告示する件　一三　三

八一　平成二十五年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件　一三　52　二

八二　平成二十五年中において交付した特定交付金の総額及び各政治団体に対して交付した特定交付金の額を公表する件　一三　52　二

八三　政党助成法第二十七条第六項において準用する同法第二十一条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件　一三　52　二

八四　政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件　一三　52　三

八五　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　一三　52　三

八六　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　一三　52　三

八七　政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件及び同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　一三　52　三

八八　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　一三　52　三

八九　政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件　一三　52　三

九〇　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一三　52　三

九一　政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件　一三　52　六

九二　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一三　52　二八